

第 1 1 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 2 年 4 月 1 7 日（金） 9：3 0～9：4 5
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、辻四日市市健康福祉部長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

（服部危機管理統括監）

- ・緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたことを受け、第 11 回の本部員会議を始める。
- ・議題 1 について事務局から説明をお願いする。
（中尾医療保健部副部長）資料より説明
- ・緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県の区域とされ、期間が 5 月 6 日までとされている。
- ・東京都、大阪府、福岡県等については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要があり、特定警戒都道府県とされた。特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以降、多くの国民に行動変容のご協力をいただいているが、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の協力をお願いする必要があり、国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含め、全都道府県が足並みをそろえて、感染拡大防止の取り組みが行われることが必要であることから、すべての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とするということが今回の趣旨である。

- ・緊急事態宣言の対象となる都道府県における措置として、①住民に対する外出自粛要請、②学校・社会福祉施設等多数の者が利用する施設に対する使用停止の要請・指示、③臨時医療施設のための土地・建物の使用、④運送業者に対する緊急物資等の運送要請・指示、⑤医薬品等の売り渡しの要請、が可能となる。
- ・4月7日に先行して緊急事態宣言が発出された7都府県、独自の宣言を行った愛知県の状況を資料とした。

移動制限などの県民への要請等については、すべての都府県で原則外出自粛あるいは夜の繁華街への外出自粛を要請している。

イベントについても、原則中止・延期、三つの密が重なるイベントの自粛要請がほぼすべての都府県で制限されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）施行令第11条に係る休止要請については、遊興施設等についてすべての都府県で要請されている。

- ・特措法によらない協力要請として、1,000㎡以下の施設や社会福祉施設等に対し様々な措置が講じられているが、社会福祉施設については、すべての都府県で事業継続依頼がなされている。
- ・生活を維持する上での必要な施設については、医療施設、生活必需品の販売施設、交通機関、金融機関等について、適切な感染防止を講じたうえで事業の継続を依頼している。

（服部危機管理統括監）

- ・ただいまの説明について質問等はあるか。
なければ県内における感染者の状況について説明をお願いします。

議題2 県内における感染者の状況について

（三木医療保健部次長）

- ・まず1例目は1月30日に発生した事案。2例目から11例目は、3月10日から30日までの間に発生した事案で、ほぼ20日間程度の間、10件が発生した。さらに、12例目から、昨日発表した26例目は4月に入ってから約半月の間に発生した15件であり、今月に入ってからほぼ1日に1件というような形になっている。3月の10日から30日までの間の20日間に10件で、2日に1件のペースから急速に発生状況が増えているところが見て取れる。また、昨日発表した6件という多数の発生が出ており、今後このような形での感染者の増加が懸念される。

議題3 対策本部事務局体制について

(服部危機管理統括監)

- ・続いて対策本部事務局体制について説明をお願いします。
- (加太医療保健部長) 資料により説明
- ・事務局体制の前に、昨日6件の陽性が発生したことを発表しており、急速に患者が増えている。現在、県内の感染症指定医療機関において24床の病床を確保している。昨日現在で13床の病床に入院されており、約半数が利用されている状況である。
 - ・4月10日に報告したとおり、さらに感染症指定医療機関の感染症病床以外の通常病床100床を確保することを依頼させていただいている。現在124床までは患者さんが入院できる状況である。今後の感染状況の推移をみる必要はあるが、今のところ病床が不足するという状況ではないと考えている。引き続き病床確保に取り組んでいく。
 - ・そのような中、資料3の14、15、19、21、22、25例目の方が、明和町の方を起点として、接触者や職場の同僚の方が感染しており、クラスターの可能性もあるのではないかと考え、クラスターを防ぐ必要があることから、資料4のとおり本部体制の事務局(感染対策班)の中に、クラスター対策グループを設置し、本日から職員を配置し、すでに活動を始めている。

(服部危機管理統括監)

- ・議題2、3の説明について質問等はあるか。
なければ議題4について説明をお願いします。

議題4 本県への緊急事態宣言発出を受けた今後の対応方針について

(日沖防災対策部長) 資料により説明

- ・緊急事態宣言発出を受けた今後の対応について、新型コロナウイルス感染症拡大を阻止し、県民の皆さんの不安を解消するため、本県の今後の対応について、速やかに検討を行う。
- ・これまで、感染症拡大が続く県外との移動自粛の要請や、繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛の要請などの対応を行ってきたが、今後の主な対応として、本県の感染状況等の特徴も踏まえ、以下7点が今後の対応の検討項目となる。
- ・まず、本県の感染状況の特徴として、県外からこられた方々からの感染、それから県民の方が県外へ行かれて感染した可能性が高い事例が数多く見られる。そのことを踏まえ、①県外への移動自粛についての協力要請、②それから県外から県内への移動自粛についての協力の要請、それに加え、③県内における外出自粛についての協力要請、④特に大型連休期間の都道府県をまたいだ不要

不急の移動自粛についての協力要請。⑤接触機会を低減するためのテレワーク等の強力な推進、それから、⑥飲食店に対する三つの密を避けるための所要の感染防止対策の呼びかけ。それから⑦感染拡大に繋がる恐れのある施設の使用制限の要請。

- この7つに加え、感染拡大防止と社会生活の維持に有効な対策の実施として、各部局で考えられる対策についても検討をお願いします。
なお、この緊急事態措置の実施にあたっては、政府対策本部への事前の協議が必要である。

議題5 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- 知事から指示事項をお願いします。

(鈴木知事)

- 指示事項の前に、昨日は1日あたりとしての最大6名の感染者が確認された。その中で四日市市在住の方におかれては、尊い命を失うことになった。改めて、亡くなられた方に心から哀悼の意を表したい。
- このような大変深刻な事態の中で、まず初めにその最前線で、頑張っていただいて医療現場の皆さんに対し心から感謝申し上げたい。
- 私も医療従事者の皆さんにお世話になることがあり、その時に様々なお声を聞いた。大変に危機感を持って頑張っていただいており、あらためて感謝申し上げます。
- 医療の関係においては、124床確保したので、すぐに病床不足ということはないので、関係者の皆さんも安心していただけたと思いますが、引き続き、病床確保の努力をしたい。
- 昨日、緊急事態宣言が全国に発出され、三重県も対象となった。大型連休を控えて、県外からの流入、或いは、三重県の人が県外から持ち込んでくることがないように全国あげて取り組んでいかなければならない。
- 指示は次の5点。
- 今回、全国の都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことから、先行する7都府県や愛知県、岐阜県等の緊急事態措置の内容を精査のうえ、三重県の地域性と感染拡大の現状をふまえた県としての緊急事態措置について、特に大型連休を控え、感染拡大を食い止める観点から、国と協議のうえ、来週20日に措置できるよう、早急に取りまとめること。策定に当たっては各部局が連携し、現状を十分に把握すること。
- 本県として、緊急事態措置を講ずる前であっても、近隣県等において遊戯施設や遊興施設等の休業要請が開始されていることをふまえ、この週末におけ

る感染拡大を防止する観点から、関係団体等に他県からの利用の自粛について協力を呼び掛けること。

- ・ 現在検討を進めている県の緊急総合対策について、今般の緊急事態宣言が発出されたことをふまえ、内容の充実を図ること。
- ・ 短期間で複数の感染者が確認されたことから、事実でない情報の流布が散見されるため、改めて、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、正確な情報を迅速かつ的確に発信し、県民の皆様の不安払しょくに努めること。
- ・ 改めて、県庁職員における感染拡大防止の措置を徹底すること。

職員個人の基本的な感染防止対策の徹底、出張・研修やイベント開催の原則中止、県有施設の閉館等のほか、急を要せず県民の皆様への影響が過大とならない事業については原則廃止または休止を検討し、テレワークや時差出勤等の制度も活用して職員同士の接触機会をできるだけ低減するとともに、休暇取得が可能な職員に対しては、休暇取得を妨げないよう配慮すること。

なお、休暇を取得する職員にあつては原則家庭で過ごすこととし、県外、市街地への不要不急の外出は避けること。

(服部危機管理統括監)

- ・ 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・ 以上で本部員会議を終了する。